

別表第1（第4条関係）

補助対象事業者	事業詳細	補助対象経費	事業実施期間	補助率	補助金上限額	補助金下限額
飲食店及び宿泊施設 (ただし、テイクアウト型、デリバリー型店舗は除くこととし、宿泊施設については宴会場、食事処など飲食提供の場に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> 「高知家あんしん会食推進の店認証制度」に認証されている事業所は、業種別「感染予防対策ガイドライン」等に基づいて実施する取り組みに要する経費 認証されていない事業所は、申請に向けて実施する取り組みに要する経費 	(備品購入費) 事業遂行に必要な備品の購入のために支払われる経費	補助金の交付の決定日から令和4年1月31日まで	3/4以内	500千円	50千円
飲食店及び宿泊施設以外の事業所	<ul style="list-style-type: none"> 業種別「感染予防対策ガイドライン」等に基づいて実施する取り組みに要する経費 	(工事改修費) 事業遂行に必要な工事及び改修のために支払われる経費				
すべての事業所	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策の取り組みに要する経費 	(消耗品購入費) 事業遂行に必要な消耗品の購入のために支払われる経費	令和4年7月1日から令和4年9月30日まで		20千円	10千円

(注) 1 補助金額については、各事業詳細ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1千円未満の端数を切り捨てた金額とする。

(注) 2 補助金の上限額及び下限額は、補助対象経費の消費税等相当額を除くものとする。